

寮生活のしおり

白砂寮

令和7年4月1日改正

2025

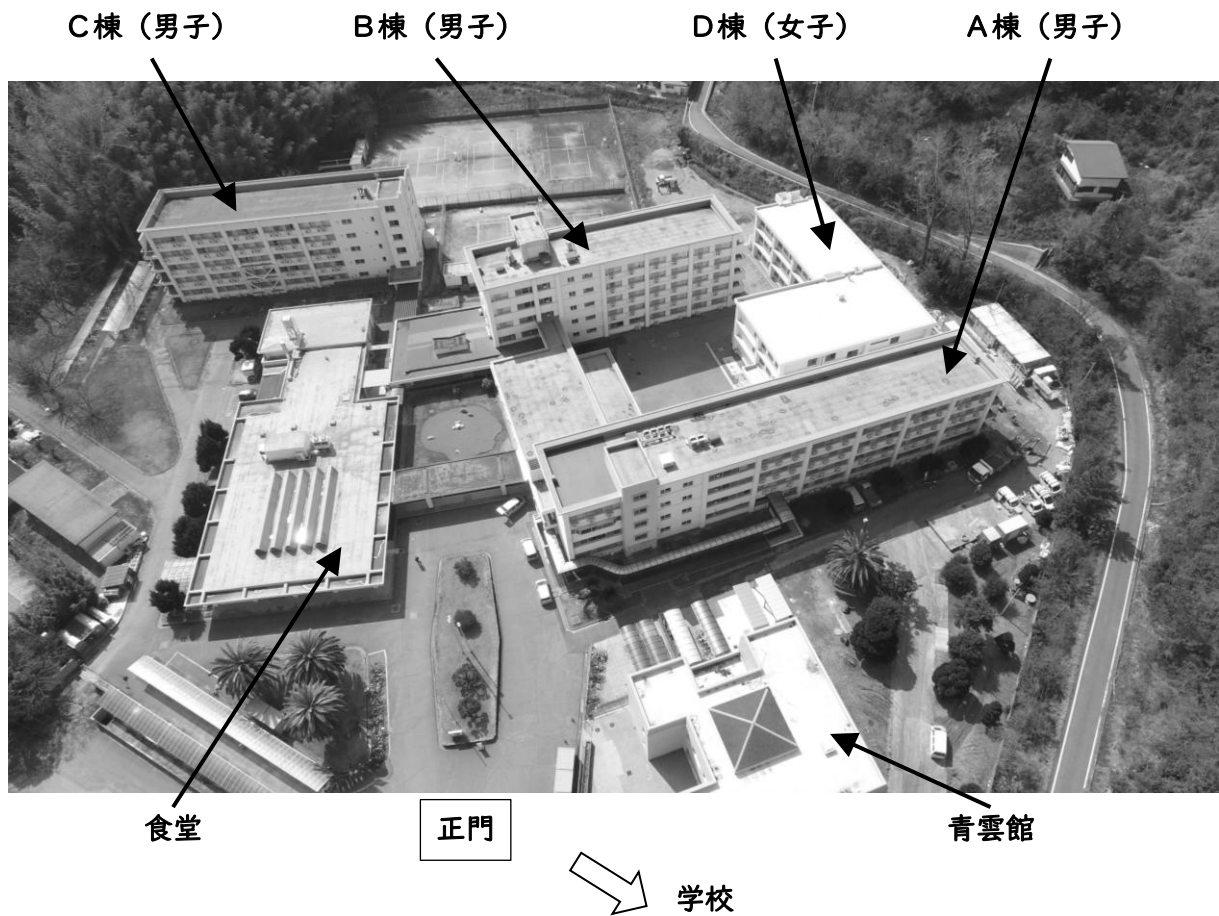
学科：

氏名：

弓削商船高等専門学校

目次

学寮及び寮生活について.....	1
寮生心得.....	5
2025年度 学寮開閉予定表.....	10
学生の日課.....	11
食堂の利用の仕方.....	12
外泊許可願の書き方.....	13
1年生の学寮生活について.....	14
入寮者選考及び離寮等に関する内規.....	16
寮生の禁止事項及び指導に関する基準.....	18



学寮及び寮生活について

1. 入寮・通学について

学寮は、本校の教育施設であって、全学年について許可入寮制（令和3年4月～）とし、団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある習慣を体得させ、将来にわたる人間形成に資することを目的としています。

2. 入寮時の携行品

【居室】

寝具類	寝具一式（敷布団も必要） ベッド寸法：男子 102×205(cm) 女子 97×198(cm)
衣類	部屋着・普段着（ジャージなど）・下着類
文房具類	勉学に必要な文房具類全般
備品類	卓上蛍光灯スタンド・雑巾数枚・くずかご
その他	日用品全般（タオル・ティッシュなど）・スリッパなどの上履き

【公共スペース】

洗濯用品	洗濯用品一式・洗濯ネット（大きさの違うもの数種類（下着・靴下等の亡失を防ぐため））洗濯カゴ
風呂用品	風呂用品一式
洗面用品	歯ブラシなど・（必要に応じて）髭剃り・ドライヤーなど

【登校時】

自転車	希望者のみ。入学後、学生支援システムにて所定の手続きを行う。
雨具類	傘・レインコート（自転車の傘差し運転は厳禁）

【その他】

薬類	風邪薬、持病の薬など ※ 内服薬についてはアレルギーなどの問題もありますので、家庭で使用している風邪薬などを持参下さい。 ※ 簡単な外用薬（絆創膏、湿布など）は用意してあります。
体温計	必ず持参下さい。
保険証（またはマイナンバーカード）	速やかに用意のうえ、必ず持参下さい。
現金	多くの現金は持たせないでください。
印鑑	認印で結構です。
感染症対策	マスク・アルコール消毒液・除菌シートなど。
携帯電話 スマートフォン	寮生活で必要になりますので、持参下さい。

夏季休業と学年末休業は、部屋替えや居室の大掃除等を行いますので、原則持ち込んだ荷物は持ち帰っていただきます。必要最小限の携行品をご用意ください。

3. 持ち込み禁止物

節電、火災防止、あるいは、寮内での学習環境を保つため、次の物品等は寮内への持ち込みを禁止しています。

■全学年持ち込み禁止物■

(1) 火災の原因となるもの

ヒーター、ストーブ、やぐらこたつ、カセットコンロ、着火器具、香炉、ろうそく
(キャンドル含む)

(2) 消費電力が大きな機器

電気カーペット、電気毛布、トースター、オーブントースター、電気調理器（ただし電気ケトルは除く）、2台目の冷蔵庫、炊飯器

(3) 周囲や集団生活上、危険と見なされる物品

包丁、ナイフ、もり、やす、モデルガン、エアガン

(4) 集団生活の風紀を乱すもの

酒・タバコ・ポルノ雑誌・映像類、大型ゲーム機、麻雀用具

(5) その他寮務主事が禁止したもの

※ 調理関係器具は、火災及び電力消費による停電等の可能性があるのでケトル以外の持ち込みは認めない。

※ タバコについては、20歳以上の者で学校からの許可を得ているものは除く。

※ テレビは、冷蔵庫は、大型の物の持ち込みは認めない。

冷蔵庫は、90ℓ以下とする。

■本科1・2年生の持ち込み禁止物■

上記品目に加え、テレビ、テレビゲーム、冷蔵庫、小型ゲーム機

禁止物の持ち込みが発覚した場合は、没収のうえ、原則として着払いにて自宅に送り返すこととします。また、寮務主事注意の対象にもなりますので、くれぐれも注意してください。

4. 荷物の送付について

- (1) 荷物等は、居室の収納に限りががありますので、入寮時の携行品（p.1）を参考にし、必要最小限にとどめてください。（定期的に部屋移動や居室の大掃除等を行うため、居室に置く荷物もコンパクトなサイズが望ましいです。）
また、要冷蔵・冷凍の荷物及び着払いの荷物は原則取扱いできません。土日祝の荷物の受取は緊急で受け取りが必要な場合以外原則できません。ご注意ください。
- (2) 送付方法は宅配便等適宜な方法で結構です。送付先は下記のとおりです。

〒794-2511

愛媛県越智郡上島町弓削日比655番地

弓削商船高等専門学校 白砂寮 TEL0897-77-4622

〇〇学科〇年 〇〇〇〇様

（本人の学科、学年、氏名を必ず記入してください）

5. 寮生活について

(1) 給食について

学寮の給食は業者委託で実施しています。献立については栄養士を置き、伝染病及び食中毒等の予防には特に注意するとともに、随時保健所と連絡をとり、衛生管理には万全を期しております。

また、万一病気になった場合には、学校医又は学校看護師の指示により粥食等特別な給食も行っております。

なお、給食費については、預金口座振替依頼書を事前に送付いたしますので、指定期日までに口座振替の手続きをした口座に入金してください。

(2) 転出転入について

入寮者は、転出・転入手続きを行ってください。

（転出証明書の転出先は：愛媛県越智郡上島町弓削日比655番地）

なお、転出先の世帯主は本人（学生）にしてください。

(3) 保険証について

入寮後、医療機関を受診できるよう速やかに学生に保険証を持たせてください。

(4) 各種証明書について

各種証明書（別居監護申立書、在寮証明書等）が必要な方は、必要日の7日前までに学生寮事務室に申し出てください。

(5) 私用金の管理について

学寮での私的なお金は、個人で管理することになりますので、現金はたくさん所持させないようにしてください。現金を郵送する必要がある場合は、必ず現金書留で学生個人宛に送金してください。

上島町弓削には、金融機関が4つ（愛媛銀行、ゆうちょ銀行、農協、漁業組合）あります。なお、愛媛銀行、ゆうちょ銀行、農協は土・日も現金自動支払機が利用できます。

(6) 教職員の居室への立ち入りについて

プライバシーは最大限尊重します。一方で、寮全体の安全や風紀の維持も必要です。指導上必要であれば、火災予防、盗難の防止、風紀の維持などのために、本人不在であっても立ち入ります。また、設備・備品の修理・取替えの必要がある際は、業者が立ち入る場合もあります。

(7) 学寮への連絡について

昼間（午前8：30から午後5：00までの間）は、学生課寮務係（以下、寮務係）または日直教員及び学生寮指導員が学生寮事務室（以下、事務室）で連絡を受けます。

電話番号 0897-77-4622・4623

夜間（午後5：00から午前8：30までの間）は学寮当直室に電話して、宿直教員に用件などを申し出てください。ただし、寮生を直接電話口へ呼び出すことはできません。

電話番号	男子寮生（A、B棟）	0897-77-4622
	男子寮生（C棟）	0897-77-4623
	女子寮生	0897-77-3010
	（繋がらない場合は、0897-77-4622）	

上記以外で緊急を要する場合は警備員にご連絡ください。

警備員携帯番号 080-1943-3614

寮生心得

I 日課

1. 当直について

- (1) 当直寮生は、指定された日に、任務にあたること。
- (2) 当直寮生の任務は次のとおりとする。
 - ア 21時45分より掃除監督をすること。
 - イ 男子寮生は22時00分より、女子寮生は21:30分より宿直教員とともに、巡検時の点呼をすること。
 - ウ 男子寮生は7時10分より宿直教員とともに、朝点呼をすること。
 - エ その他教職員より指示された事項を実施すること。

2. 登校について

- (1) 8時15分の「登校」の放送により授業準備を整え、同室者はお互いに遅刻しないよう気をつけ、登校すること。
- (2) 登校時には、居室の施錠を行い、貴重品等の保管には十分注意をすること。
- (3) 病気その他の事由により登校できない場合は、始業時刻までに事務室に申し出て、指示を仰ぐこと。
- (4) 登校中は、みだりに帰寮しないこと。

3. 食事について

- (1) 食事は、定められた時間内に、食堂で行うこと。
- (2) 病気、その他やむを得ない事由により時間内に食事ができない者は、寮務係に届出ること。
- (3) 食堂には、パジャマ、海水パンツ及び不潔な服装で入らないこと。
- (4) パック入り牛乳や食器類の持出しをしないこと。
- (5) 欠食する場合は、欠食する日の2日前の13時15分までに外泊・欠食システムにより申請すること。
- (6) 土足で食堂に立入らないこと。また食事前には必ず手洗いをすること。
- (7) 混み合うためみだりに携帯電話を操作せず食事を終えたら速やかに退出すること。
- (8) 複数回食事を食べるなどの行為は窃盗にあたるため、寮務委員会の議を経て、離寮等の処分に処せられるので留意すること。
- (9) 飲食物の外部からの持ち込みは禁止とする（ふりかけ等も含む）。

4. 入浴について

- (1) 節水につとめ、入浴中は浴槽内にタオルをつけないこと。
- (2) 風呂場には貴重品（金銭、時計等）を持って行かないこと。

- (3) 脱衣所に汚れたものを散乱させたり、私物を置いたままにしないこと。
- (4) 男子は、棟ごとに指定された浴室を使用すること。

5. 自習について

- (1) 自習時間（20:00～21:30、休日及び翌日が休日（休校日）は除く。）中は、全員、居室で自習を行うこと。
- (2) 自習時間中は、静粛にし、みだりに大声を発したり、雑音を出して他人の迷惑になるような行為をしないこと。

6. 掃除について

- (1) 男子・女子ともに「掃除当番表」に示された場所を掃除しなければならない。掃除時間は、食堂（19:15から）、各階の補食談話室等（21:45から）、風呂（22:30から）とする。

7. 消灯・就寝について

- (1) 就寝は、居室のベッドを使用すること。他室で就寝してはならない。
- (2) 消灯後は、扉の開閉等は静かにし、静粛を保ち他人の安眠を妨げないようにすること。

II 生活の規律

1. 規律の維持について

- (1) 寮生は、所定の居室に居住すること。
- (2) 消灯以後は自室に他の寮生を入れないこと、また他の部屋に立ち入らないこと。
- (3) 寮内での服装は、常識を逸脱したものを着用しないこと。上半身裸も厳禁。
- (4) 寮内での飲酒及び喫煙は禁止する。20歳以上の者であっても、酒気をおびて帰寮しないこと。なお、寮内は全面禁煙である。
- (5) 寮内では麻雀やトランプなどでギャンブルをしないこと。ゲームとしての麻雀も禁止する。
- (6) 異性の居住する棟へ立ち入らないこと。また部外者についても寮内へ立ち入らせないこと。
- (7) 居室内で調理をしてはならない。但し、居室内でお茶などの飲み物を作ること、並びに補食談話室で調理したものを持ち込むことは許可される。
- (8) 寮内は土足厳禁。渡り廊下等に敷いてある緑色のマットの上を土足で歩かないこと。
- (9) 通路や公共の場に私物を放置しないこと。
- (10) SNS上でも社会的ルールを守ること。（無断での写真等の投稿や誹謗・中傷等の発信・拡散の禁止。）

2. 所持品の整理及び盗難防止について

- (1) 所持品は全て記名し、常に整理整頓をしておくこと。特に貴重品や金銭などは施錠出

来る場所に保管すること。

- (2) 所持品の紛失、盗難及び落し物を拾得したときは、直ちに宿直教員、寮務係、寮務主事補又は寮務主事に届出ること。

3. 保健衛生について

- (1) 常に身体を清潔に保ち、衣類は度々洗濯し、寝具はしばしば日光にあて、在室している場合は努めて風通しをはかること。
- (2) ゴミ等の処理は、下記のとおりとすること。
ゴミは、①燃えるゴミ（ペットボトルを含む）、②ビン・ガラス類、③カン類、④不燃物（金属類など）、⑤粗大ゴミ（電気製品・家具類など）に分けて処理すること。

①燃えるゴミ (ペットボトルを含む)	食堂裏のゴミ集積所の決められた場所に持参すること。 また各階の補食談話室には、①燃えるゴミ（ペットボトルを含む（捨てる際、必ず潰すこと）、②ビン・ガラス類、③カン類の3種類のゴミ箱を設置しているので、補食談話室で発生したゴミは、ここに捨ててもよい。 (部屋で発生したゴミを補食談話室などの公共の場所に捨てないこと。)
②ビン・ガラス類	
③カン類	
④不燃物（金属類など）	食堂裏のゴミ集積所の決められた場所に持参すること。
⑤粗大ゴミ (電気製品・家具類など)	寮では処分できません。必ず自宅へ持ち帰る等、各自責任をもって処分して下さい。

- (3) 寮内では生き物を飼育しないこと。
- (4) 簡単な外用薬（湿布、絆創膏等）はあるので、宿直教員又は寮務係に申し出て利用すること。内服薬は副作用等の危険があるため、保護者の了承を得たものを各自が準備し服薬すること。
- (5) 身体に支障のある場合は、まず看護師に相談すること。
学校医等の診察を受けようとする者は、放課後の診療時間内に受診すること。門限に遅れる場合は、本人が宿直教員（0897-77-4622・4623）に電話連絡すること。なお、外泊中における通院の場合は、保護者が電話連絡すること。急患の場合は宿直教員又は寮務係に申し出て指示を仰ぐこと。
- (6) 校医等の診察の結果、軽症の場合は、看護師の指示のもとに静養室に入るか、又は、症状により隔離のうえ手当てを受けること。なお、この場合は宿直教員又は寮務係に申し出ること。
- (7) 校医等の診断の結果、帰省療養を必要とする場合には、欠席届及び診断書を教務係へ、外泊願は担任教員の承認を受け、事務室に提出し帰省すること。なお、各種事情により、教務係への届けの提出、外泊願の担任教員の承認が得られない場合は、宿直教員または寮務係に申し出て指示を仰ぐこと。

4. 外泊及び外出について

- (1) 外泊する場合は、平日で外泊日前日13時15分までに「外泊・欠食システムに登録

して、担任教員の許可を得ること。

- (2) 公欠・出席停止以外の理由で、平日に外泊の必要がある場合は、外泊・欠食システムでの登録はできない。「外泊許可願」の用紙に必要事項を記入の上、担任教員の認印を貰って事務室に提出すること。
- (3) 外泊・欠食システムのメ切り後に緊急に外泊の必要が出来た場合は「外泊許可願」の用紙に必要事項を記入の上、担任教員の認印を貰って事務室に提出すること。
- (4) 開門時間の前に外出をする必要がある場合、門限以後に外出する必要がある場合、あるいは門限に間に合わない場合などは、所定の「外出許可願」の用紙に必要事項を記入のうえ、寮務主事の許可を得ること。
- (5) 外泊、外出中に、やむを得ない理由により巡検に遅れる場合等には、宿直教員（0897-77-4622・4623）に必ず電話連絡すること。遅れる場合等の電話連絡は、保護者が行き、本人による電話連絡や他の寮生などによる伝言は認めない。事情により保護者による電話連絡が困難な場合、まずは本人が電話連絡し、後ほど保護者が正式な電話連絡をすること。また、女子寮生については、本人以外の者が寮生名簿表示板のマグネットの移動をしないこと。

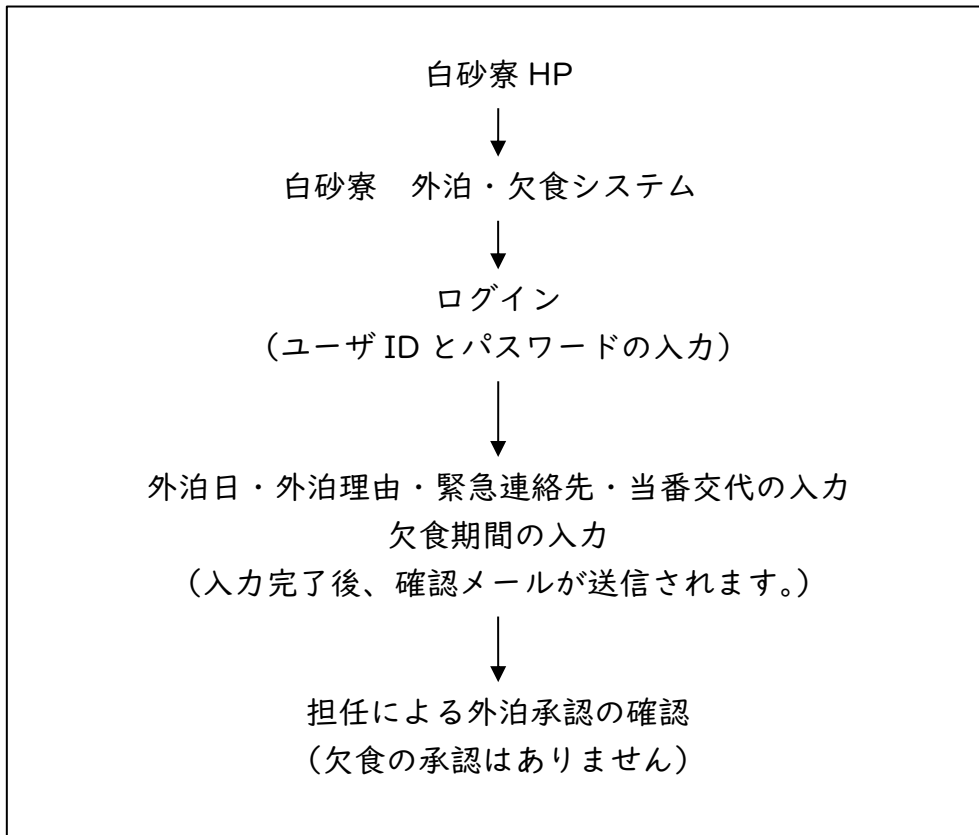
5. 緊急連絡及び災害防止について

- (1) 事故、災害、病人等緊急事態が発生したときは、最初の発見者は臨機の措置をとるとともに、宿直教員又は寮務係に連絡すること。
- (2) 火災報知器が作動した場合は、宿直教員又は寮務係で現場を確認後、全寮生に放送で通報するので指示に従って避難すること。

6. 諸手続について

- (1) 弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則に定める願等は、所定の用紙に必要事項を記載のうえ、事務室に提出すること。所定の用紙には次のようなものがある。
入寮願、退寮願、外泊許可願、外出許可願、入室時確認書、紛失届、欠食届

外泊・欠食システムでの外泊・欠食登録方法
(詳細は、入寮後の説明会で伝える。)



保護者の皆様へ

外泊・欠食システムでは、最大3件までメールアドレスを登録でき、外泊・欠食の登録・修正・削除の確認メールや全寮生へのお知らせメールを受信できます。寮生には保護者の方のアドレスを登録するように指導しています。なお、アドレスの登録は、学生自身が実施します。アドレスの追加や変更は、学生に依頼して下さい。

2025 年度 学寮開閉予定表

開寮および閉寮予定日	主な学事予定
<p>開寮 4月1日(火) 午前9時 風呂：4月1日(火) から 食事：4月2日(水) 朝食から</p> <p>閉寮 8月7日(木) 午前9時 風呂：8月6日(水) まで 食事：8月6日(水) 夕食まで</p>	<p>4月1日(火)、2日(水) 寮生帰寮日 (要予約)</p> <p>4月3日(木) 始業式、入寮式(午後4時) 4月4日(金) 入学式</p> <p>8月7日(木) 夏季休業開始</p>
夏季休業	
<p>開寮 9月20日(土) 午前9時 風呂：9月20日(土) から 食事：9月21日(日) 朝食から</p> <p>閉寮 12月26日(金) 午前9時 風呂：12月25日(木) まで 食事：12月25日(木) 夕食まで</p>	<p>9月19日(金) 卒業式(商船) 9月20日(土)～21(日) 寮生帰寮日 (要予約)</p> <p>9月22日(月) 後期授業開始</p> <p>12月26日(木) 冬季休業開始</p>
冬季休業	
<p>開寮 1月4日(日) 午前9時 風呂：1月4日(日) から 食事：1月5日(月) 朝食から</p> <p>閉寮 3月13日(金) 午後2時 風呂：3月12日(木) まで 食事：3月13日(金) 朝食まで</p>	<p>1月4日(日)、5日(月) 寮生帰寮日 (要予約)</p> <p>1月6日(火) 授業再開</p> <p>3月13日(金) 卒業式(電子・情報)</p>
学年末休業	

この日程は、予定です。変更する場合は、掲示や合同巡検で指示します。

学生の日課 (2025/4/1～)

7:00 起床
7:00 ~ 8:25 朝食 (提供は 8:15 まで)
7:10 ~ 男子朝点呼 (各階で実施)
7:30 ~ 女子朝点呼 (事務室前で教員立ち合いのもと I C 学生証をタッチ)
8:15 登校放送
※登校日以外 (土日祝等) は、朝点呼と登校放送を実施しない。

11:40~13:10 昼食 (※授業日; 提供は 13:00 まで)
12:00~13:10 昼食 (※授業日以外; 提供は 13:00 まで)



【食事の際の注意事項】

- 混雑を回避して早めに食事をしましょう
- 時間内に食べ終わりましょう
- 食べ終わったら速やかに食堂から退出しましょう

17:00 ~ 19:15 夕食 (提供は 19:00 まで)
19:15 食堂掃除

20:00 ~ 21:30 自習時間 (1・2 年)
21:00 閉門
21:30 女子巡検
21:45 掃除 (女子は巡検後)
22:00 男子巡検 (男子寮生は各階で実施)

掃除当番表に
指定された場所を
掃除すること

22:30 風呂掃除 (男女)
※風呂湯抜き日

男子 B、C 棟: 月、水、金

A 棟 3F: 火、木、土

女子 月、木

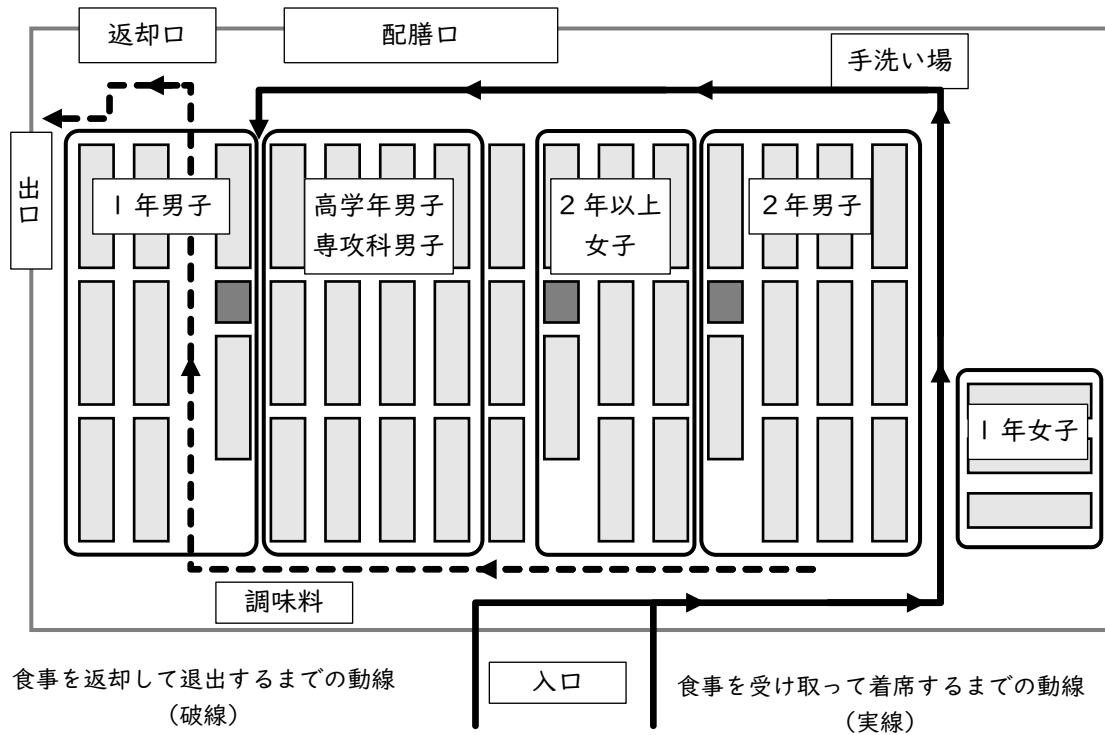
23:00 消灯



入浴時間は
各棟 1F に掲示しています

食堂の利用の仕方

座席配置



食事時間 (平日)

朝食	全学年	7:00 ~	8:25	(提供は 8:15 まで)
昼食	全学年	11:40 ~	13:10	(提供は 13:00 まで)
夕食	1年生	18:00 ~		
	2年生	17:30 ~	19:15	(提供は 19:00 まで)
	3年生以上	17:00 ~		

※クラブの食事係は 18:30 までに準備すること

食事時間 (休日)

朝食	全学年	7:00 ~	8:15	(提供は 8:15 まで)
昼食	1年生	12:30 ~		
	2年生	12:20 ~	13:10	(提供は 13:00 まで)
	3年生以上	12:00 ~		
夕食	1年生	18:00 ~		
	2年生	17:30 ~	19:15	(提供は 19:00 まで)
	3年生以上	17:00 ~		

外泊許可願の書き方

担任確認

外 泊 許 可 願

寮務主事 殿

必ず担任の確認をもらうこと

下記のとおり外泊したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

提出期限を厳守すること

提出日	令和 年 月 日 ()	<small>【提出における注意事項】</small> 平日で外泊日前日の14時までに提出すること 例1：金曜日から外泊の場合は、木曜日14時までに提出 例2：土曜日から外泊の場合は、金曜日14時までに提出
-----	----------------------------------	--

帰寮後の行動制限について遵守します。

よく読んで確認すること
遵守する場合は✓を記入する

(1) 帰寮日を含む4日間の学校地区以外への外出は禁止
 (2) 1週間の寮内における行動制限（食事・入浴の時間）
 (3) 他学生との接触を避ける
 (4) 手洗い、手指の消毒、うがい、マスク着用の徹底

クラス <small>(S1, M1, IL, ...)</small>		2024/4/5(金) だけ外泊する場合の記入例 自(開始)：令和6年4月5日(金) 至(終了)：令和6年4月5日(金) 泊数：1泊
氏名		

外泊期間・泊数 <small>(巡検に出ない期間)</small>	自(開始) 令和 年 月 日 ()	泊
	至(終了) 令和 年 月 日 ()	
帰寮予定日時	令和 年 月 日 ()	※24時間表記 : 頃
外泊理由	外泊先の電話を記入すること	
緊急連絡先 (TEL)		

当直・掃除当番の交代

掲示している掃除当番表を必ず確認し、
交代してもらうこと

当直	棟		掃除	棟・場所	
	交代学生			交代学生	

【注意事項】

1. 外泊許可願は平日で外泊日前日14時までに提出すること。
2. 本人が直接学級担任の確認をもらい、寮務係または当日の宿日直の寮生指導教員に提出すること。
3. 学級担任が不在でやむを得ない場合は、寮務主事補または当日の宿日直の寮生指導教員の確認をもらうこと。
4. その他緊急に外泊または帰省を必要とする場合は、当日の宿日直の寮生指導教員の確認をもらうこと。

1年生の学寮生活について

1. 上級生へのあいさつ

ア 寮の内でも外でも、上級生や教職員とすれ違う時は必ず：「こんにちは」

2. 食堂でのあいさつ

ア 食堂へ入るとき：「失礼します」

イ 食事をとるとき：「いただきます」

ウ 片付けるとき：「ごちそうさまでした」

エ 食堂を出るとき：「失礼しました」

【食事中の注意事項】

周囲に迷惑を掛けないよう私語を慎むこと。

携帯電話・スマートフォンは操作しないこと。

3. 食事時間

ア 平日

朝食	7:00	～	8:25	(提供は 8:15 まで)
昼食	11:40	～	13:10	(提供は 13:00 まで)
夕食	18:00	～	19:15	(提供は 19:00 まで)

イ 休日

朝食	7:00	～	8:15	(提供は 8:15 まで)
昼食	12:00	～	13:10	(提供は 13:00 まで)
夕食	18:00	～	19:15	(提供は 19:00 まで)

4. 食堂の座席 (p.12 参照)

男子 海側のテーブル

女子 山側 (C棟側) のテーブル

5. 風呂の時間

男子 16:00～20:20

女子 16:00～19:50 (詳細はD棟内の掲示を確認すること)

6. 自習時間 20:00～21:30 (休日及び翌日が休日 (休校日) は除く。)

7. 登校時には必ず制服着用のこと。

8. 寮内では派手な服装は避けること。

9. 交通規則の遵守じゅんしゅ（自分の命は自分で守る）
- ア 自転車は決められた場所に駐輪すること。
 - イ 必ず学生支援係で自転車登録すること。
 - ウ 必ずヘルメットを着用すること。
 - エ 道路では自転車は左側1列で走行すること。
 - オ 自転車走行中は以下の行為について厳禁とする。
 - 2人乗り
 - 夜間の無灯火走行
 - 傘差し運転
 - 片手運転
 - スマートフォンの操作
 - イヤホン（ヘッドホン）の着用

10. 日常の挨拶を忘れずに
「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」

弓削商船高等専門学校学寮入寮者選考及び離寮等に関する内規

制 定 令和4年4月13日

最終改正 令和6年5月16日

(趣旨)

第1条 この内規は、弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則第8条第5項及び第10条第2項の規定に基づき、学生の入寮選考及び離寮等について定める。

(入寮資格)

第2条 学寮に入寮できる者は、入寮誓約書の記載事項を確実に履行できる本校学生に限るものとする。

(入寮出願手続)

第3条 入寮を希望する者は、入寮願又は入寮延長願に必要事項を記入の上、所定の期日までに寮務主事に提出しなければならない。

(入寮選考)

第4条 寮務主事は、寮務委員会において、前条により願い出のあった者について、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して入寮選考を行う。ただし、留学生は、留学生の修学を支援することを目的として、原則入寮を許可する。

(1) 選考の順序

ア 新入生（編入学生を含む。）

イ 入寮延長を希望する者

ウ 上記以外の者

(2) 選考にあたって考慮する事項

ア 共同生活における協調性

イ 通学の困難度

ウ 家庭の状況

エ 弓削商船高等専門学校学寮寮生の禁止事項及び指導等に関する基準（以下「禁止事項及び指導等に関する基準」という。）第4に定める指導履歴（以下「指導履歴」という。）

2 部屋数の大幅な不足が予想される場合、指導履歴が3点以上の者は、入寮延長を認めない場合がある。

(特例措置)

第5条 学生又は保護者等が、風水害、火災、その他不慮の事故等にあった場合で、著しく通学が困難であると認められるときは、特別に入寮させることができる。

(入寮許可)

第6条 校長は、第4条の入寮選考の結果又は第5条に基づき、入寮を許可する。

(離寮)

第7条 次の各号の一に該当する者は、離寮を命じる場合がある。

(1) 禁止事項及び指導等に関する基準第4第4号に該当する者

(2) その他校長が必要と認めるとき。

(離寮猶予)

第8条 第1学年及び第2学年の寮生は、次の各号の条件を科した上で離寮の執行を一定期間猶予することができる。ただし、猶予期間中に違反行為や作業不履行があった場合は、寮務委員会において猶予を取り消す場合がある。

(1) 当直室に近い個室に移動させ、規則正しい生活が身につくよう指導する。

(2) 部屋を常に清掃・整頓させ、巡検時に宿直教員による確認を行う。

(3) 猶予期間の間、日誌の記帳・清掃作業等を行う。

(離寮者の入寮)

第9条 離寮した学生で、入寮を希望する学生は、担任教員に申し出る。担任教員は、当該学生に対する所見を付記し入寮願を寮務主事に提出しなければならない。

2 離寮した学生の入寮許可基準は、次の各号による。

(1) 第1学年及び第2学年の場合

ア 入寮審査日の直前の定期試験において欠席・欠課・遅刻早退が0であること。

ただし、特別の事情を認める場合は、理由を付記すること。

イ 直近の3ヶ月（休業日を含む。）以内において補導を受けていないこと。

ウ その他、寮務委員会が入寮を認めないとする相当の理由がないこと。

(2) 第3学年以上の場合

ア 入寮審査日の前2回の定期試験において、欠席・欠課・遅刻早退が0であること。

ただし、特別の事情を認める場合は、理由を付記すること。

イ 直近の6ヶ月（休業日を含む。）以内において補導を受けていないこと。

ウ その他、寮務委員会が入寮を認めないとする相当の理由がないこと。

3 入寮の審査は、定期試験後の欠席・欠課時数が確定した時期に、寮務委員会において行う。

附 則

この内規は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年5月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

弓削商船高等専門学校学寮寮生の禁止事項及び指導等に関する基準

制 定 令和4年4月13日

最終改正 令和6年5月16日

(目的)

第1 この基準は、学寮寮生の寮生活における禁止事項及び指導等について、必要な事項を定める。

(携行品・持ち込み禁止物)

第2 節電、火災防止又は寮内での学習環境を保つため、寮生の携行品に制限を加える。

2 携行品・持ち込み禁止物は、第3項から第5項までとする。

3 全学年持ち込み禁止となる物

(1) ヒーター、ストーブ、やぐらこたつ、カセットコンロ、着火器具、香炉、ろうそく
(キャンドル含む)

(2) 電気カーペット、電気毛布、トースター、オーブントースター、電気調理器（電気ケトルは除く）、2台目の冷蔵庫、炊飯器

(3) 包丁、ナイフ、もり、やす、モデルガン、エアガン

(4) 酒・タバコ・ポルノ雑誌・映像類、大型ゲーム機、麻雀用具

(5) その他寮務主事が禁止した物

4 第1学年及び第2学年の持ち込み禁止物

前項に加えて、テレビ、テレビゲーム、小型ゲーム、冷蔵庫
(禁止事項)

第3 寮生の問題行動に対しては、次の各項各号の違反点数を課し（以下「指導履歴」という。）、指導履歴に応じて定められた指導を行う。

2 離寮対象となる者（5点）

次の各号のいずれかに該当する場合、寮務委員会で検討する。

(1) 厚生補導委員会において、家庭謹慎5日以上となった者

ア 飲酒・喫煙・窃盗

イ 寮内の風紀・秩序を著しく乱した者

ウ 本校の学生・寮生としてふさわしくない行為をした者

エ ネットワークシステムの意図的破壊などを行った者

(2) 他の寮生の生命・財産・人権を脅かす行為を行った者

(3) 無人状態の他人の居室に立ち入った者

(4) 部外者を許可なく寮内に立ち入らせた者

(5) 異性が居住する棟へ立ち入った者・立ち入らせた者

(6) 寄宿料又は弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則第15条に定める経費の納入を3ヶ月以上怠った者

(7) 無断外泊を行った者

(8) 消灯後に居住する建物外に外出した者

- (9) 複数回の指導にもかかわらず改善がみられない者
- (10) 履修が成立しない者
- (11) 理由なく欠席するなど学習意欲が認められない者（1年間の欠課時数合計が160を超える者又は途中入寮者は6ヶ月の合計が80を超える者）

3 寮務主事注意対象となる者

次のいずれかに該当する場合、寮務主事注意として必要に応じて保護者に連絡する。

- (1) 20歳以上で寮内での飲酒，喫煙を行った者（3点）
- (2) 20歳以上で酒気を帯びて帰寮した者（3点）
- (3) 下級生に対して圧力的な指導を行った者（3点）
- (4) 持ち込み禁止物を持ち込んだ者（1点）
- (5) 外泊申請を偽った者（1点）
- (6) 理由なく門限に遅れた者（1点）
- (7) 他の学生の下宿に外泊した者（1点）
- (8) 消灯後，寮内を徘徊した者（1点）
- (9) 消灯後，他室に入室した者（1点）
- (10) 消灯後，居室に複数人で集まり周囲に対して迷惑行為を行った者（1点）
- (11) 寮内で麻雀，賭博行為を行った者（1点）
- (12) 寮の施設を故意に破損した者（1点）
- (13) 非常口，オートロックを意図的に開放した者（1点）
- (14) 指導に対して極めて態度が悪く反省の色が見られない者（1点）
- (15) 理由なく欠席するなど学習意欲が認められない者（1年間の欠課時数合計が120を超える者又は途中入寮者は6ヶ月の合計が60を超える者）（2点）

4 改善が見られない場合，寮務主事注意対象となる者

次の行為を繰り返し行った場合は，寮務主事注意として必要に応じて保護者に連絡する。
（1点）

- (1) 正当な理由なく点呼を怠った者（朝点呼，巡検遅れ）
- (2) 騒音を出すなど周囲に対して迷惑行為を行った者
- (3) 正当な理由なく当番業務を怠った者
- (4) 廊下や共用部分に私物を放置した者
- (5) 施錠・消灯等を怠った者
- (6) 外泊時に「船に乗り遅れた」などの不注意による理由で帰寮しない者
- (7) 自習時間に自室で自習していない者
- (8) 下足のまま寮建物内に立ち入った者
- (9) その他寮生会規則等に違反した者

（指導）

第4 指導履歴に従い，次の各号のとおり実施し，指導履歴は5年間累積する。ただし，第3第4項に定める違反事項は，改善が見られ，繰り返し違反がない場合に限り入寮更新時（3月末）に減じることができる。

- (1) 1・2点 寮務主事注意，反省文提出（担任・保護者連絡）
- (2) 3点 寮務主事注意，反省文提出，清掃活動（担任・保護者面談）
- (3) 4点 寮務主事注意，離寮警告（担任・保護者面談）
- (4) 5点 離寮（担任・保護者面談）

（報告）

第5 本基準に改正が必要な場合，寮務委員会で承認の上，運営委員会へ報告するものとする。

附 則

この基準は，令和4年4月13日から施行し，令和4年4月1日から適用する。

附 則

この基準は，令和6年5月16日から施行し，令和6年4月1日から適用する。